

平成25年度微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視測定結果

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

測定局	1年平均値	1日平均値の 98パーセンタイル値	環境基準 の評価	備考
鹿児島市役所局	19.9	49.5	非達成	
鴨池局	18.8	47.4	非達成	
谷山支所局	18.6	46.3	非達成	
喜入局	14.1	35.6	非達成	
鹿屋局	17.8	43.0	非達成	
出水局 ^{注2)}	15.5	41.7	-	平成25年9月設置
薩摩川内局	20.9	50.1	非達成	
霧島局	19.0	46.0	非達成	
羽島局	17.6	49.4	非達成	
南さつま局 ^{注2)}	17.3	43.3	-	平成25年9月設置

注1) 評価方法：1年平均値と環境基準（年平均値： $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）及び1日平均値の98パーセンタイル値と環境基準（日平均値： $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）をそれぞれ比較して評価し、両方を満たした場合が達成となる。

注2) 出水局及び南さつま局（平成25年9月設置）については、評価に必要な測定日数（250日以上）を満たしていないため、評価対象外である。

注3) 「日平均値98パーセンタイル値」とは、年間の日平均値のうち、低い方から98%に相当する日平均値です。365日の場合、「 $365日 \times 98\% = 358日$ 」となり、低い方から数えて358番目（高い方から数えて8番目）の測定値が該当します。